

## 令和元年7月定例教育委員会会議録

1. 日 時 令和元年7月3日（水）午後2時
2. 場 所 泉佐野市役所4階 庁議室
3. 出席委員 教育長 奥 真弥  
教育長職務代理者 北浦 秀樹  
委 員 南 一早枝  
委 員 畑谷 扶美  
委 員 山下 潤一郎  
委 員 中村 スザンナ  
委 員 赤坂 敏明
4. 説明のために出席した職員の職、氏名  
施設担当理事 福島 敏  
スポーツ推進担当理事 檜葉 浩司  
教育総務課長 川崎 弘二  
教育総務課教職員担当参事 十河 統治  
教育総務課教育振興担当参事 松藤 孝英  
教育総務課学校給食担当参事 田中 邦彦  
学校教育課長 木ノ元 直子  
学校教育課人権教育担当参事 古谷 秋雄  
生涯学習課長 大引 要一  
青少年課長 山隅 唯文  
スポーツ推進課長 山路 功三  
文化財保護課長 中岡 勝  
(庶務係) 教育総務課長代理兼係長 田倉 元
5. 本日の署名委員 委 員 北浦 秀樹

## 議事日程

### (報告事項)

報告第8号 第44回泉佐野郷土芸能の集いについて

(生涯学習課)

報告第9号 教育委員会後援申請について

議案第10号 教育委員会後援実施報告みについて

議案第11号 市営プール使用料の減免に関する要綱について (スポーツ推進課)

議案第12号 泉佐野市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の委嘱について (文化財保護課)

議案第13号 泉佐野市文化財保存活用計画策定協議会委員の委嘱について (文化財保護課)

議案第14号 泉佐野市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について (文化財保護課)

(午後2:00開会)

## 奥教育長

只今から令和元年7月の定例教育委員会議を開催します。

本日の傍聴がございません。

本日は全員の委員さんが出席されておりますので、会議が成立をしております。

本日の会議録署名委員は北浦委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

では本日の審議に入ります前に、6月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いいたします。ご意見がありましたらよろしくお願いいたします。

(各委員「異議なし」の発言あり)

無いようでございますので、会議録の確認については以上で終わります。会議録の署名につきましては後ほど赤坂委員さんよろしくお願いいたします。

では本日の審議に入りたいと思っております。

まず、報告第8号第44回「泉佐野郷土芸能の集いについて」を議題といたします。報告をお願いいたします。

## 大引生涯学習課長

毎年恒例でございますが、泉佐野郷土芸能の集いの実行委員会より第44回泉佐野郷土芸能の集いの共催依頼が提出されております。

郷土芸能の集いの内容でございますが、去年タオルのチェーンのロングチャレンジがあったのですが、今年はそういったチャレンジ事は無くて、元来通りの郷土芸能の集いという事で開催させて

頂きます。それに付随しまして、今年是全国物産展フェアというものを同時開催する運びとなっております。全国各地のバラエティ豊かな特産品やクラフトビール等での出店が今現在予定されております。郷土芸能の集いのスケジューリング的な内容はまだ正式には決まって無いですけれども、6時から夕方6時からスタートで各種団体さんの演奏であったり踊りであったり‘よさこい’であったりというのもありまして、予定では五社音頭・佐野くどき・佐野踊りが最後の方に展開する予定となっております。場所も今年はりんくうの第二駐車場で開催予定となっております。日付は7月27日土曜日です。よろしくお願ひ致します。

奥教育長

ただ今の説明について、ご意見ご質問がございましたらよろしくお願ひします。

二年続けて色々チャレンジがあったわけですが、今回は普通といいますか郷土芸能44回目をむかえるという事で場所がりんくう公園の高架の下の辺になります。

山下委員

下はアスファルトですか。

奥教育長

アスファルトの駐車場です。

(各委員「異議なし」の発言あり)

奥教育長

無いという事でございますので、以上で報告第8号を終わります。

続きまして報告第9号「教育委員会後援申請について」を議題とします。説明をお願いします。

川崎教育総務課長

(教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料第9に基づいて説明。新規5件、継続4件、計9件の事業内容について一括で報告。)

奥教育長

只今の報告について、ご意見ご質問がございましたらお願ひします。

畑谷委員

新規のところですが、1件目・2件目・5件目ですけれども、誰を対象にしているのか。1件目はジュニアと父母の集いとありますが、ジュニアというのは小学生なのか対象の歳を知りたいです。

木ノ元学校教育課長

こちらの方はチラシの原案のほうを頂いておりましたと拝見いたしますと、特にどの対象者向けという形にはなっておりませんので、一般の方用という形で受け付けて頂いております。学校教育課の方で担当させて頂く根拠としまして、テーマの方が「見守る・待つ・寄り添う子育て」というテーマでしたので受け付けていただきました。

2件目につきましては、岸和田市男女共同参画センターが所管し主体となっている事業として、こちらの方も同じく「大人が学ぼう・子供達に伝えたい人との心地良い距離」という事で、特に子育て世代の方々への学習ということでしたので、一般向けという形の事業の案を頂いております。

対象者の方は、テーマに関心のある方、又は子育て中の方、教職員、福祉関係従事者などという事で受け付けております。

#### 大引生涯学習課長

5件目の「友情～秋桜のバラード」の上演についてですが、こちらの方も一般財団法人文化振興財団から提出頂いておりますが、急に主催事業として取り組む話になったようで、6月8日時点の打ち合わせの段階では、全席指定でどの席も前売り3,500円ということになっております。

ただ注意書きで、学生割引とかその他割引については検討という話にはなっておりますので、子供向けの料金設定される可能性はあります。

色々な所で開催されており、先程もご説明させて頂いた骨髄バンクの振興も含めて企画されているものでありまして、実行委員会は、上映実行委員会というのが別にあるのですが、そちらの方に文化振興財団主催で来てもらって急遽公演するという形でお聞きしております。

#### 奥教育長

よろしいですか。他、ございませんでしょうか。

#### 南委員

新規の上から3つ目の「きのドラDAY」ですが、自転車の交通安全教室という事ですけども、警察じゃなくて自動車教習所の教官の方が直接指導してくれるという事でよろしいですか。

#### 木ノ元学校教育課長

おっしゃる通り、いずみさの自動車教習所の方が主催という事で、自転車教室であったり、自転車の実技の指導であったり、衝突の実験や緊急の応急措置といったイベント的なものを開催するという事です。一企業でございますので、受付時には学校教育課を通じて教育委員会に諮らせて頂きますという事で、先生方のご意見を頂いた後、結果をご連絡しますという対応をしております。

その辺も併せましてご検討・ご審議の方、お願い出来ればと思っております。内容としては、小学生の自転車事故というのが多発しておりますので、これまでの事業実績も頂いております。位置付けは安全教育に値するものであると考えております。後は主催性・主体の広域性という所につきましてご検討の方、よろしくお願ひしたいと思います。

#### 奥教育長

警察も来てくれるということか。

木ノ元学校教育課長

警察の方は協力という形になっておりますので、おそらく支援の方は当日もされると聞いております。

それと大阪府交通安全協会の資料をご覧くださいますと、これまでも実施されていましたが今回改めて新規という事の理由を聞きましたら、やはりこういう事業が安全教育の中で一番裾野を広げていく上で大事なので広く展開していきたいとおっしゃっていました。

南委員

募集の人数は、資料を見ると大体100人位を想定されてるということですか。

木ノ元学校教育課長

多く来て頂ければまた検討するという事でしたが、実際の所、やはり来て下さる子供さんの数が少ないです。

奥教育長

教習所内の道路であるけども、そこに自転車が通って指導して頂く。

南さん、よろしいですか。

南委員

はい。

奥教育長

他にご意見ありましたらお聞きします。

赤坂委員

一番下の継続の事業ですけど、毎年、「南泉州和太鼓の集い」で開催されている。今年は清光会さんもアニバーサル30周年ということでサブタイトルがついているという事ですね。それと和太鼓「韻」というのは清光会さんの中の職員さんとかでされてる、いわゆるコラボ的なものなのか、施設に入っている方々のコラボ的なものなのか、それとも外郭の清光会さんを支援されている方々の太鼓のグループなのか教えてほしい。

大引生涯学習課長

「南泉州和太鼓の集い」についてなんですけど、これは毎年開催されております。去年は市制70周年と絡めて大々的なイベントとして開催させて頂いておりまして、今年、委員のおっしゃる通りで清光会の創立30周年と銘打って小ホールの方で開催する運びとなっております。

和太鼓韻の構成についてなんですけれども和太鼓韻自体は清光会の中にある組織でありまして、指導されている方、介助しておられる方という基本的には清光会の職員です。

演者の方の中には清光会の職員もおられますが、清光会の職員はどちらかというトリードされるパートの方で、それ以外は障害をお持ちの方で入居されたり入所されたり通われたりという方が音楽の活動として展開して頂いております。和太鼓韻自体は南泉州和太鼓の集いもそうなのですが、自分たちの活動、和太鼓の活動、障害持っていてもこんな活動出来るんやよってというPRも含めて大体2ヵ月に1回位のペースで生涯学習センターの前の広場の方でも公開練習されておられます。

その公開練習をされている際に最初30分位の時間を、当日観て下さったお子さんとか保護者さんも含めて“自由に和太鼓に触って下さい”というPR活動もされています。

#### 赤坂委員

わかりました。という事は、南泉州和太鼓の集いの主催は和太鼓韻ですね。30周年だから清光会が主催という事で。

#### 大引生涯学習課長

すいません。ちょっと説明が不足しています。母体となるのは施設を運営されている清光会ですが、和太鼓韻というのはその清光会に属している団体になりますので、音楽活動で後援名義を頂く時は清光会和太鼓韻という名前となっているという様な形です。

清光会の本部のイベントという位置付けではなくて清光会和太鼓韻という音楽団体を持っていて、その音楽団体からの申請という形で受付させて頂いております。

#### 赤坂委員

どちらでも良いのですが、主催が替わると新規という形になりかねませんので、清光会にその辺りの仕分けだけして頂いたら。

#### 大引生涯学習課長

はい。ありがとうございます。

#### 奥教育長

他、ございませんか。よろしいですか。

無いようでございますので、報告第9号は終わらせて頂きます。

続きまして報告第10号「教育委員会後援実施報告について」を議題とします。説明をお願いします。

#### 川崎教育総務課長

報告第10号「教育委員会後援実施報告について」ご説明致します。報告資料10「教育委員会後援実施報告一覧表」をご覧下さい。報告件数は5件でこれらは以前に教育委員会議で後援承認したものであり、実施報告ということで、報告資料10の配布をもって報告にかかせて頂きます。

奥教育長

只今の実施報告について、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

無い様でございますので、以上で報告第10号を終わります。

続いて議案の審議にうつります。

議案第11号「市営プール使用料の減免に関する要綱について」を議題と致します。説明をお願いします。

榎葉スポーツ推進担当理事

議案第11号「市営プール使用料の減免に関する要綱の制定について」ご説明いたします。

議案資料11をご覧ください。

資料は「要綱案」と「市営プール使用料の減免について」と書いております参考資料となっております。まず、参考資料の方をご覧ください。

市営プール使用料の減免につきましては、「泉佐野市プール条例」第6条において「指定管理者は、市長が定める基準に従い、使用料を減額し又は免除することができる。」とあり、その基準すなわち、どのような場合に減免の対象となるかにつきましては、「泉佐野市プール条例施行規則」第8条に規定されております。

施行規則第8条第1号から第3号におきましては、具体的な減免の対象と割合が規定されており、第1号「市内の小学校、中学校、幼稚園、認定こども園及び保育所が使用する場合」が「7割」、第2号「市内の障害者、高齢者及び母子の団体が使用する場合」が「7割」、第3号「市内の社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体及び社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う団体が使用する場合」が「3割」となっております。

さらに、第4号におきまして「その他委員会が特に必要があると認める場合、委員会が別に定める割合」とあり、これまで、内規「市営プールにおける使用料の減免について」により、障害者が一般使用する場合及びその介助者、原則1名を対象に10割減免として運用してまいりました。

今回、この内規を廃止し、新たに要綱を制定させていただくとともに、学校プールが多数整備されるなか、更なるプール利用の増進、とりわけ子供たちの利用増進を目的とし、減免の対象の拡大を図るものでございます。

それでは、要綱案をご覧ください。

まず、第1条におきまして、本要綱の目的を明記しております。

次に、第2条第1項におきまして、これまで内規において、施行規則第8条第2号における障害者、高齢者、母子の団体の減免要件を定めておりましたが、要綱においても定義するものでございます。

具体的には、障害者の団体にありましては「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の交付を受けている者が過半数であるとき」、母子の団体にありましては「母子世帯、父子世帯の割合が過半数であるとき」、高齢者の団体にあつては「全員が60歳以上であるとき」としております。

次に、第2条第2項では、施行規則第8条第4号の「その他委員会が特に必要があると認める場合、委員会が別に定める割合」について、規定するものでございます。

先ず、第1号は先ほども申し上げましたが、従来から内規に基づき対象としてまいりました「障害者が一般使用する場合」で「介護者1名を含み、減免割合10割」としております。

第2号から第4号は、今回新たに追加するものでございまして、第2号は「市内に居住する3歳以上の幼児、小学生及び中学生並びにこれらに準ずる者が一般使用する場合」で「減免割合10割」としております。

続いて、第3号は「大学、高等学校及び特別支援学校並びにこれらに準ずる学校のうち、教育長が特に必要と認めるものが専用使用する場合」で、「減免割合5割」としております。

続いて、第4号は「非営利の競技団体等のうち、教育長が特に必要と認めるものが専用使用する場合」で、「減免割合5割」としております。

次に、第3条におきましては減免の申請方法について規定しております。

第1項では、原則としまして「使用料の減免を受けようとする者は、指定管理者が定める申請書を指定管理者へ提出しなければならない。」としております。

ただし、第2項では「障害者については、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者福祉手帳を、各市営プールの受付で提示することにより」、第3項では「子どもたちについては、各市営プールの受付で申し出ることにより、これに代えることができる。」としております。

また、第4項では「指定管理者は、使用料の減免を受けようとする者に対して、利用状況の把握等のために必要な事項を聴くことができる。」としております。

次に、第4条では「指定管理者は、前条に規定する申請に虚偽の申請があったことが判明した場合は、減免を取り消すものとする。」とし、減免の取消しについて規定しております。

最後に、附則としまして、「この要綱は、令和元年7月3日から施行する。」としております。

説明は以上でございまして、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

奥教育長

新しいプールも出来てきたという事で7月3日からプールの使用料の減免に関する要綱を作ったという事でございます。これにつきまして、ご質問・ご意見ありましたらよろしく願います。

山下委員

元々使用料というのは、そんなに高いものではないと思いますので、10割は良いのですが、5割というのを10割にしない理由は何なのでしょう。

檜葉スポーツ推進担当理事

まず、条例の施行規則で市内の小学校・中学校・幼稚園・こども園及び保育所が使用する場合、7割という事を定めておりまして、5割と規定してありますのはこれ以外の学校ということで、私立の学校、市内にあります大学とか高等学校、近隣の高等学校や特別支援学校を想定してるのですが、市内のそういった学校等が7割であるという規定があるのに、それを超えて10割とするのは適当ではないというふうに考えまして5割とさせて頂きました。

奥教育長

他にご意見ありましたらお願いします。

赤坂委員

2条の2の(2) (3)ですね。‘準ずる者’と‘準ずる学校’というのは具体的に一例を挙げたら、  
どういう者・学校が準ずる事になるのですか。

檜葉スポーツ推進担当理事

利用いただくのは恐らく近隣の学校かと思います。個別には教育長が特に認める者という事にな  
っているのですが、想定いたしますのは警察学校とか航空保安大学校とか、そういった厳密に言っ  
たら学校で無いような位置付けになっている特別な学校を想定しております。

中村委員

では、府立佐野高校や府立日根野高校とかは学校ではない？

檜葉スポーツ推進担当理事

それは当然、各種高等学校という前半の部分に含まれるという事になります。一条校以外の学校  
ということで各省庁の訓練校みたいなものです。

中村委員

あれだけ市が日根野高校と市のイベント事で青年音楽祭に派遣したり、アピールと一緒に市と仲  
良くしましうってしているのに5割というのは、水泳部もある事ですし。

前回、どこかの会議でここを考えて欲しいと発言した記憶があるので、7割という扱いはどうな  
のでしょうか。工科高校ともコラボしていますし如何なものでしょうか。府立学校だから駄目な  
のですか。

奥教育長

これは条例に基づいているのですね。

檜葉スポーツ推進担当理事

条例に基づいているのは施行規則でございまして、5割にしますというのは要綱に基づいていま  
すので施行規則で教育委員会に委任されているということです。

中村委員

イヌナキンのキャンペーンで体育祭とか文化祭でも色々アピールしていましたが、5割でない  
と駄目なのですね。

奥教育長

市が所管していないという事もあると思うのですけど。

中村委員

こういう矛盾がやっぱり一般市民にどう受け取られるのか。ご存知ないからプールを使わないっという事にも成りかねないのではないかなと思って。

奥教育長

佐野高校はプールありますよね。

中村委員

ありますけど老朽化が凄くて、佐野高校とかは100年以上経ってる学校ですし、全体的に府からの援助もなかなか無くて、松源の横のゼオスのプールを借りに行ったり、増進センターに行ったり結構苦勞されてるのをお聞きしていたものですから、可哀そうだなと思っていました。

極葉スポーツ推進担当理事

これは要綱でございますので、必要性があれば改めるという事もございます。今後、引き続き検討していき、必要に応じ要綱を改正していきたいと思っております。

中村委員

よろしくお願いします。

奥教育長

本年度は7月3日からという事になりますので、理解して頂くという事で。

極葉スポーツ推進担当理事

今日、ご承認頂けたら施行という事になります。実際には、一般開放は13日から日根野プールを皮切りに行っていきます。

奥教育長

専用使用もまだこの段階では無いということですね。

極葉スポーツ推進担当理事

はい今のところございません。市立の小・中学校以外で、ご利用頂くのは夏休み以降かと考えております。

奥教育長

では、本年度は、これでいくという事でよろしいですか。他にございませんか。無いようでございますので、議案第11号につきましては議案通り承認させて頂いてよろしいでしょうか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

奥教育長

ご異議ございませんので、本議案は原案通り承認する事に決定を致しました。

続きまして議案第12号「泉佐野市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の委嘱について」を議題と致します。説明をお願いします。

中岡文化財保護課長

議案第12号「泉佐野市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の委嘱について」ご説明を申し上げます。資料12をご覧ください。

すいませんが、一番最初に書いてる設置年月日が令和元年7月1日と書いていますが、これは予定で入れていたのですが、早まりまして6月の28日付で告知しております。修正をさせていただきます。

本協議会は、前回6月の定例教育委員会でご承認頂きまして6月28日付で告知しております。

泉佐野市附属機関条例で設置されまして、規則につきましても前回の時にご承認頂いたところで、このご承認に従ってご説明させていただきます。

委員の任期につきましては2年で委員定数は20名、委員の構成につきましては「学識経験を有する者、関係行政機関の職員・市の職員、関係地域を代表する者、その他教育委員会が必要と認める者」としております。

担当事務につきましては「泉佐野市文化財保存活用地域計画」、これは泉佐野市の文化財全体の計画を考えるものですが、その策定に関する事項についての調査・審議に関する事務という事にしております。公開・非公開は「公開」にしております。担当課は文化財保護課です。

委員の委嘱につきましては、附表の方の上の方からご説明させていただきますと、文化財保護審議会委員の先生から有坂美智子先生・一瀬和夫先生・上村雅洋先生・岸泰子先生・伊達仁美先生・長谷陽一先生・前川歩先生の7名の各専門分野の学識経験者を、また、重要文化財所有者という観点で、上之郷の意賀美神社の森川光信宮司を、町会の代表としまして泉佐野市町会連合会長の赤松善弘さんを、観光振興の観点から一般社団法人泉佐野シティプロモーション推進協議会より呉竹正さんを、文化財関係団体からNPO法人にぎわい本舗常務理事の西出作治さんを、博物館施設から歴史館いずみさんの指定管理者で広域財団法人大阪府文化財センターの副館長西村歩さんを、地域住民としまして大阪府文化財保護推進委員もされております月木滋夫さんを、行政の方からは大阪府文化財保護課より土屋みづほ指定総括主査、大阪府岸和田土木事務所より熊谷達郎・地域支援企画課長、本市からは、都市整備部より久禮政志まちづくり調担当事務兼都市計画課長、市長公室より福井丈司政策推進課長、産業経済部より木村圭介まちの活性化担当参事をお願いしたいと考えております。これらの方々には近年の奉仕の文化財保護業務に関わる実績があり、今後取り組むべき施策の指導を得るために現地に精通しておりまして、適切にご指導を賜われる方として適任であると考えております。

任期につきましては、先程も申しました様に附帯規則第4条規定に基づきまして2年で令和3年7月までを予定しております。以上、定数20名に対しまして新任18人名の委員に本協議会委員として委嘱をお願いしたいと考えておまして、ご承認を頂きたく提案するものでございます。

奥教育長

只今文化財保護課長より協議会委員の委嘱について説明がございましたが、ご質問等ございましたらお願いします。各分野に精通した方々に入って頂いてご協力ご助言等、頂くとございますが。

山下委員

市の職員の中で、何故一番文化財に詳しい中岡課長が入ってないのか。担当課だから入れない？

中岡文化財保護課課長

担当課の中で事務局としてやっております。もちろん参加はさせていただきます。

奥教育長

他ございませんか。

中村委員

この任期の2年の中で、合計どれ位会議で集まれる予定になっているのでしょうか。

中岡文化財保護課課長

一応、年2回を想定しております。

中村委員

その2回での内容というのは、まだ決まってない？

中岡文化財保護課課長

そうですね。昨年度に泉佐野市歴史文化基本構想という構想をホームページに出しているのですが、それを作っておりましてこれを基に日本遺産を申請するのですが、その歴史構想の具体的な内容をこの会議でこれから案を出していきまして、先生方や地元の様々な団体にご意見を頂いて、実際どういう風を実現していけば良いかという案を、指定されているものと指定されていないもの全て入れて案を作っていくという形です。日本遺産を含めてとなると考えております。

奥教育長

よろしいですか。他に何かございませんか。無いようでございますので、議案第12号については、原案通り承認する事としてよろしいですか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

奥教育長

ご異議ございませんので、本議案は原案通り承認することに決定致しました。

続きまして議案第13号「泉佐野市文化財保存活用計画策定協議会委員の委嘱について」を議題と致します。説明をお願いします。

中岡文化財保護課課長

議案13号「泉佐野市文化財保存活用計画策定協議会委員の委嘱について」ご説明を申し上げます。これもすいませんが、設置年月日を7月1日と書いていますが、6月28日で修正をよろしくお願いします。

順次ご説明をさせていただきます。根拠法令は、先程と同じく泉佐野市附属機関条例第3条によっております。委員の任期につきましては、先程と同じく2年で委員定数につきましては定数10名となっております。

保存活用計画につきましては先程の地域計画の策定とは異なりまして、重要文化財の個別の内容を調査・審議する事となりますので、今回の策定につきましては、国の登録文化財になりました大將軍湯を対象として実施するものになります。

委員の構成につきましても、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、市の職員、関係地域を代表する者、その他教育委員会が必要と認める者としております。ですので、泉佐野市文化財保存活用計画の中の国登録文化財の大將軍湯を今回策定するという事で考えております。策定は2年で考えております。

委員につきまして、文化財保護審議会の先生の方から建造物としまして京都府立大学の岸泰子先生、建造物・近代化遺産という観点で前川歩先生、建築デザインと観点で京都造形大学の準教授と書いていますが教授になられているという事で家成俊勝先生にお願いしたいと考えております。さらに、大阪府教育委員会文化財保護課の世界遺産を担当されてる方で、世界遺産や日本遺産に精通しているという事で大阪府との連絡という意味で、この方を任命したいと考えております。

任期につきましては、同様に、令和3年6月28日から2年間としております。定数10に対しまして新任4名の委員の方に委嘱をお願いと考えております。ご承認頂きたく提案させていただきます。

奥教育長

只今の説明でご質問等ありましたらお願いします。新たに登録された大將軍湯の活用計画ということですが、ございませんか。

無いようでございますので議案第13号につきましても原案通り承認する事としてよろしいですか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

奥教育長

ご異議ございませんので、本議案は原案通り承認すると決定致します。

続きまして、議案第14号「泉佐野市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題と致します。説明をお願いします。

中岡文化財保護課課長

議案第14号「泉佐野市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明をさせていただきます。資料と新旧対照を添付しておりますのでご覧下さい。

今回の一部の改正につきましては、6月の定例教育委員会でご承認頂き、6月議会でご承認頂きました泉佐野市文化財保護条例の公布に伴いまして、施行規則の内、様式第2号中と様式第4号中の文言で「平成」という文言がありますのでこれを削除するものにしております。その文言を削除する事の規則の改正となっております。よろしくお願い致します。

奥教育長

只今の説明でご質問ありましたらお願いします。よろしいか。

無いようですので、議案第14号「泉佐野市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について」を原案通り承認することとしてよろしいですか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

奥教育長

ご異議ございませんので、本議案は原案どおり承認することに決定しました。

次にその他という事で何かありましたらお願い致します。

木ノ元学校教育課長

本日、お手元に第54回交通安全子供自転車大阪府大会のご案内を載せて頂いております。

先日、泉佐野警察署の方から依頼が入りました。例年、泉佐野警察管内の泉佐野市・熊取町・田尻町の一市二町からの代表という事で大阪府の自転車大会に参加をしているという事です。

1枚目の資料は大会の概要を写真で掲載しているものです。昨年度は熊取町の熊取南小学校が参加されて、見事大阪府の中で第4位に選ばれたという報告を頂いております。

今年度の大阪府大会は7月23日の火曜日に、守口市市民会館で開催されるという事です。今回は泉佐野市の第二小学校の6年生の児童5名が参加するという事で依頼が入りました。

お手元の資料2枚目ですが、1学期につきましては第二小学校でこの様な形で子供さんの方が練習に励んで頑張っております。7月17日水曜日午後3時から第二小学校体育館で本番さながらのシュミレーションのプレ大会を開催するとの事で、出来る限り教育委員の方々の参加をお願いしたいという事ですのでお知らせさせて頂きました。可能な限り子供達が頑張る学習面や、自転車の走行に励んでおりますので、是非、ご観覧頂きますようよろしくお願いしたいと思います。

奥教育長

7月17日水曜日の3時からということですので、もし行く予定がございましたら是非ご覧頂きたいと思います。よろしくお願ひします。これは府の大会で、去年は熊取南が出て今年は二小ですが、何処の学校が参加するかは、泉南地区で決められてるのですか。

木ノ元学校教育課長

泉佐野警察署管内です。

奥教育長

なるほど。泉佐野警察署管内で今回は二小が出るっていう事ですね。

中村委員

7年位前は、日根野小学校でしたね。

木ノ元学校教育課長

そうです。

中村委員

連続で日根小が出ていましたね。

木ノ元学校教育課長

はい。

中村委員

そう記憶しておりました。

木ノ元学校教育課長

すごく今年も頑張って練習して下さっているそうですので、出来ましたら17日、ご覧頂ければと思います。

奥教育長

交通安全の啓発にもなりますので二小の子供達、是非頑張って頂きたいと思います。他にございせんか。

大引生涯学習課長

前回の後援名義の時にありとほし親子能楽講座、親子講座の対象はというお話を頂いた件で、上手くお答え出来なくて申し訳ございせんでした。その後、調べたのですが、前回・去年が同じ講座がありましたので“ありとほし”の講座が大人の部と子供の部が二部門あったようです。

その事業をされている木戸さんの方へ、お話させて頂いたのですが大人の部があって子供の部があったので親子で参加出来ませんかという問い合わせがずっと続いていたようで、今回、親子で出来る様にしましょうかということで名前が親子になったらしいです。

ただ、年長さん以上のお子さんだけでも参加出来ますし、大人だけでも参加出来るようです。前回、大人の部・子供の部となっていたものを統合して一つにしていますので、前回は大人20名、子供20名の2回していたものを親子30名で全部一度にするというお話をしています、親子となると親子しか参加出来ないのか？という表現になるので、その学校にはもうご掲示して頂くご依頼した後なので、次回以降でも大丈夫なので親子っていう部分を考えましょうという話をさせて頂いています。

奥教育長

他にございませんか。

中岡文化財保護課課長

お手元に日本遺産のピンバッジをお配りさせて頂いております。

出来ればこのピンバッジを付けて頂いて市内外で宣伝して頂ければという事と、6月24日付で日本遺産日根荘推進協議委員会というのを立ち上げております。会長は八島副市長で、副会長は教育長、教育部の溝口部長も入って頂いています。協議会で日本遺産のこのマークですけど、このロゴ等を宣伝して頂くという事で事務局は文化財保護課になっていますが、お申し出頂けましたら色々なチラシや情報を入れて頂いて宣伝して頂くという事もお願いしておりますので、また何かありましたら言って頂ければ助かると思っております。よろしくお願い致します。

奥教育長

バッジを付けて頂いて、よろしく申し上げます。

他にございませんか。

無いようですので、これをもちまして7月の定例教育委員会は終了させていただきます。

次回は8月6日火曜日午後2時からとなっておりますので、どうぞよろしくお願い致します。どうも有難うございました。

(午後2時56分閉会)